

番号	令和5年度 () 第 号	仕 様 書		
工事・製造 物件名	伊賀南部環境衛生組合財務書類等更新業務			
場所又は 品名・数量	伊賀市 奥鹿野1990番地 地内			
金 額	一金	円也	(内本体価格	円)
期間	契約日 から 令和6年3月31日まで			
	概 要	施 行 理 由		
	別紙 施行伺(伊賀南部環境衛生組合財務書類等更新業務 仕様書)による			

符号	名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
財務書類更新支援業務							
1	財務書類更新業務		式	1			ア～オの計
ア	財務会計システム出力データの組替え						
イ	複式仕訳変換表の作成						
ウ	固定資産台帳の更新						
エ	決算整理仕訳の作成						
オ	財務書類の作成						
2	公会計システム保守業務	公会計整備支援ソフトの保守サービス	式	1			
(合計)							
	本体価格						
	消費税		%	10			
	合計						

伊賀南部環境衛生組合財務書類等更新業務 仕様書

1. 業務概要

(1) 業務名称

伊賀南部環境衛生組合財務書類等更新業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

2. 業務の目的

伊賀南部環境衛生組合（以下「組合」という）では、「今後の地方公会計の整備推進について」（平成 26 年 4 月 30 日総務省自治財政局長通知）等を受け、総務省から平成 27 年 1 月 23 日に示された「統一的な基準による地方公会計マニュアル」による貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書（以下、「財務書類」という）の作成と公表、並びにその補助簿として必要な固定資産台帳の整備を行っている。

本事業の目的は、その作成された財務書類並びに固定資産台帳について、一会計年度（令和 4 年度）の更新を行うものである。

3. 準拠する諸法令等

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年号外政令第 16 号）
- ・ 今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書（平成 26 年 4 月 30 日総務省報告）
- ・ 統一的な基準による地方公会計マニュアル（平成 27 年 1 月 23 日総務省報告）
- ・ 地方公会計の活用のあり方に関する研究会報告書（平成 28 年 10 月 21 日総務省公表）
- ・ 地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書（平成 30 年 3 月 30 日総務省公表）
- ・ 地方公会計の推進に関する研究会報告書（平成 31 年 3 月 27 日総務省公表）
- ・ 地方公会計の推進に関する研究会（令和元年度）報告書（令和 2 年 3 月総務省公表）

4. 委託業務の内容

(1) 財務書類更新業務

ア. 財務会計システム出力データの組替え

組合の財務会計システムから出力される各種データ(予算科目・執行伝票・振替伝票ほか)は、総務省標準システムの様式のため、(株)システムディ社製の Principal Publicaccounting Package Ver5

(以下「PPP」という。)様式への組替えを行う。

イ. 複式仕訳変換表の作成

歳入歳出伝票を基に、帳簿の記載方法を単式簿記から複式簿記への変換定義の作成及び PPP へ入力を行う。

ただし、予算科目+単位で集計した歳入歳出データに対し 1 仕訳とせず、歳入歳出伝票の各伝票に対して 1 仕訳となるよう作成を行う。

また、複式仕訳を一義的に特定できない場合、適宜修正仕訳の提案を行い作成する。

ウ. 固定資産台帳の更新

会計年度内の固定資産の異動を、PPP の固定資産台帳へ反映・更新 PPP へ入力を行う。

新規取得・売却については執行伝票(歳入歳出伝票)から、その他の異動については 組合への調査を実施し、内容の確認を行う。

また、前年度までに把握されるべき資産について、後日調査判明等により発覚した場合は、適宜双方で協議のうえ計上方法を決定する。

なお、組合の歳入歳出決算における財産に関する調書との整合も図ること。

エ. 決算整理仕訳の作成

発生主義に基づいた非資金取引の仕訳作成や一義的に複式仕訳が行えなかった現金主義に基づく取引の特定・複式仕訳の振替・修正及び PPP への入力を行う。

オ. 財務書類の作成

一般会計等において、財務四表・附属明細書・注記表を作成する。

また、構成市配布用の財務書類の作成を行う。

(2) 公会計システム保守業務

組合では、公会計整備支援ソフトとして、PPP を導入しているため、PPP の保守サービスを行う。保守の内容は以下のとおりとする。

ア. 技術サポート

①公会計システムに実装する機能やその操作全般に係る問合せ対応

②故障（操作マニュアルに記載されたとおりに動作しない場合）時の問合せ対応

③上記故障の範囲の特定

④正常な動作環境における操作（操作マニュアルに記載された操作）時に発生した、公会計システムに起因する故障に係る修正情報または修正版の提供及び反映

イ. バージョンアップ

システムの機能向上または公会計制度変更に伴うシステム仕様の変更など、上位のバージョンが提供される際には、最新版を常に使用できるよう対応すること。

5. 履行体制

- (1) PPP を使用し、総務省の要請する統一的な基準に基づく発生主義会計・複式簿記による財務書類作成業務の実績を有する者が従事すること。
- (2) 本業務は、会計的な専門知識を有する必要がある業務であるため、公認会計士の有資格者を配置し業務に従事させる、もしくは必要に応じて監修できる体制を有していること。

6. 成果品及び納入物件について

- (1) 財務四表 【一般会計等】
- (2) 附属明細書【一般会計等】
- (3) 注記表 【一般会計等】
- (4) 固定資産台帳データ
- (5) 公会計システム(PPP)更新データ
- (6) 構成市配布用財務書類データ
- (7) その他作成根拠データ（総勘定元帳等）

※電子データは、Excel 形式もしくは Word 形式及び PDF 形式とする。また、成果品及び納入物件を納品するとともに、組合所有の PC 内の PPP データの更新を行うこと。

7. 成果品の瑕疵

業務完了後に、成果品に不良箇所が発見された場合は速やかに補足、訂正及び修正を行わなければならない。また、これに要する費用は受注者の負担とする。

8. 成果品の帰属及び守秘義務

本業務における成果品は、すべて組合に帰属するものとし、業務の遂行上知り得た事項について漏らしてはならない。また、組合の承諾を受けずに他に公表、貸与又は使用してはならない。

履行確認後、組合から提供した資料等については返却し、データについては完全に消去すること。

9. その他留意事項

- (1) 必要となるデータの輸入はすべて受注者が行うこと。
- (2) 本業務を実施するにあたり、組合が所有するデータ及び物品（PC等）の貸与（持ち出し）が必要な場合は、組合へ申請を行い、組合が認めた場合において貸与するものとする。
また、貸与したデータ及び物品等については、紛失や破損等が生じないように適切に管理を行うとともに、取扱いについては、「名張市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- (3) 契約締結後、速やかに本業務に従事する者について届け出を行うとともに、業務に係るスケジュール

ルを提出すること。

- (4) 組合が要請する場合のほか、必要に応じて業務遂行のための適切な調整及び検討を行うこと。
- (5) 本業務の契約履行にあたり、受注者が一括して第三者に業務を委託することは認めない。ただし、業務の一部について、事前に市の承諾を得た場合についてはこの限りではない。
- (6) 仕様書に定めのない事項については、双方の協議に基づいて定めるものとする。